

ご契約の際に必ずお読みください。

MJS バックアップデータ保管サービスは、お客様の資産であるコンピュータデータのバックアップデータを安全かつ有効に利用できる、リスクマネジメント型のパッケージ商品です。本サービスでは、お客様のバックアップデータを保存した記録媒体を毎月1回（通常、第2水曜日）、定期的にお預かりし、万が一の事故によりデータが消失したり、読みとれなくなった場合、速やかにバックアップデータを保存した記録媒体をお届けすることを目的としたサービスです。

サービス契約条項

第1条（目的）

MJS バックアップデータ保管サービス申込書（以下、本申込書という）記載のお客様（以下、甲という）と株式会社ミロク情報サービス（以下、乙という）は、本申込書記載のコンピュータ本体並びにその関連機器（以下、ハードという）を用い、乙が開発・販売したソフトウェア（以下、MJS ソフトという）により作成されるデータのバックアップデータ保管サービス（以下、本サービス）を次条以下の条件で、乙が甲に提供することに関し合意します。

第2条（サービスの内容と範囲）

1. バックアップデータを保存する記録媒体は、本申込書記載の指定ケース（データ保管ケース）1ケースに収納可能な媒体が対象となります。
2. バックアップデータは、ハードを用い、MJS ソフトを使用して作成されるデータを対象とします。
3. 乙は、バックアップデータを保存した記録媒体を毎月1回（通常、第2水曜日）定期的に甲より預かり、保管するものとします。
4. ハードを用い、MJS ソフトを使用して作成されるデータに事故が発生した場合、乙は甲からの報告により、速やかに甲より預かり保管しているバックアップデータを保存した記録媒体を甲宛てに緊急出庫・配送するものとします。なお、緊急出庫時の送料は、往復の送料を甲が実費負担とします。
5. 以下の各号に該当する事項は、本サービスの対象には含まれないものとします。
 - (1)ハード自体の修理、調整、部品交換など。
 - (2)システム修復サポート
 - (3)復旧に要した諸費用

第3条（サービス期間）

1. 本サービスの契約期間は、1年間とします。
2. 本サービスの契約期間は、期間満了2ヶ月前迄に甲乙双方より何等の意思表示がない場合は、更に1年間自動的に更新するものとし、以後も同様に更新するものとします。
3. 毎月15日迄に本サービスへお申し込み頂いたお客様については、翌月1日にサービスをスタートします。

第4条（問合せ先とサービス営業時間）

バックアップデータを保存した記録媒体の出庫等、本サービスに関するお問合せは、営業推進部サービス企画グループ（電話03-5326-0381 土日祝祭日を除く平日午前9時から午後5時まで）にご連絡ください。ただし、バックアップデータを保存した記録媒体の出庫が即日行われることを保証するものではありません。

第5条（契約金額）

1. 本サービスの契約金額は本申込書記載の月額料金の12ヶ月分とします。
2. 事故発生時の緊急対応費用は、乙より甲へ請求させて頂く場合があります。
3. 本サービスの利用契約が途中で解約または解除された場合、既に支払われた契約金額の返還は行わないものとします。
4. 甲は本サービスの契約金額に消費税を加えた合計金額を本申込書記載の支払い方法により支払うものとします。本サービスの利用契約の締結後に税率の変更があった場合、甲は、当該変更後の税率に基づいて算出した消費税の金額を、乙に対し支払うものとします。消費税の税率変更があった場合において、契約金の支払対象となった期間が当該税率変更後の期間を含む場合、甲は、当該期間について、変更後の税率に基づいて算出した消費税の金額と支払い済みの消費税の金額との差額を、乙の請求に応じて支払うものとします。

第6条（データ保管ケースの貸し出し、キャリングケースの購入等）

1. バックアップデータを保存した記録媒体を収納し、移送・保管するデータ保管ケースは、乙から甲へ貸し出すこととします。
2. 移送の際にデータ保管ケースを収納するキャリングケースは、甲が本申込書記載の金額で乙から購入することとします。
3. データ保管ケースおよびキャリングケースの管理責任は甲が負うものとし、甲の管理下における破損・紛失等の再調達費用は乙が甲へ請求することができます。

第7条（データのバックアップ作業時期）

甲はバックアップデータを保存した記録媒体の授受日の前日の業務終了時にバックアップ作業を行うものとします。ただし、バックアップデータを保存した記録媒体の授受日の前日が休業日の場合、その直前のデータ入力作業の終了

時にバックアップ作業を行うものとします。

第8条（損害賠償責任と免責事項）

1. 乙は、甲に対し、乙の故意または過失により甲に損害が発生したことを甲が立証した場合に限り、損害賠償の責任を負います。ただし、乙が賠償責任を負う損害は、乙に故意または重過失がある場合を除き、現実に発生した通常かつ直接的な損害に限定されます。
2. 甲から乙、乙から甲へのバックアップデータを保存した記録媒体の移送途中に発生した事故は、運送業者が定める補償の範囲内とします。
3. 甲がバックアップデータを保存した記録媒体の授受指定日に発送しなかった場合、甲自身の責任において出来るだけ速やかに乙に連絡します。乙は運送業者へ指示を行い、甲のバックアップデータを保存した記録媒体を回収するものとします。
4. 寄託物の滅失や毀損についての損害賠償額は、1 寄託物につき 1 万円、機密漏洩事故についての損害賠償額は 1 事故につき最高 3 億円を限度とします。

第9条（サービスの解約）

甲は本サービスの解約を行う場合、解約月の前月 15 日までに乙に対し書面により申し出るものとします。

第10条（サービスの変更と中止）

1. 乙は、任意の判断により、本サービスの一部または全部を変更することができます。
2. 乙は、本サービスの提供を中止するときは、その 2 ヶ月前迄に、甲に対し事前にその旨、理由および中止日を通知します。ただし緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 前項により本サービスの全部を中止する場合、乙は、前払いを受けた本サービスの月額料金（もしあれば）のうち残存期間分を月割りで甲に返還します。

第11条（乙による本サービス契約条項の解除）

1. 甲につき以下の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、乙は何らの催告を要せずに、本サービスの利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1) 甲が本サービス契約条項に違反した場合
 - (2) 甲が、乙の事前の書面による同意を得ることなく、本サービス契約条項上の地位または権利もしくは義務を第三者に対し譲渡もしくは移転し、または引き受けさせようとした場合
 - (3) 甲が支払停止または支払不能となるか、甲について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てまたは特定調停の申立てがあった場合
 - (4) 甲の財産について、仮差押え、差押え、仮処分、保全差押え、強制執行、競売の申立て、担保権の実行または公租公課の滞納処分がなされた場合
 - (5) 甲が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (6) 前3号のほか、甲の営業上または財務上の信用状況が悪化し、またはその虞がある場合
 - (7) 甲が監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (8) 甲が廃業または解散した場合
 - (9) 甲、甲の取締役、執行役その他の役員または甲を実質的に支配する者が現在もしくは過去5年間において反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準ずる者、並びに暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為、風説の流布、偽計もしくは威力を用いて第三者の信用を棄損もしくは第三者の業務を妨害する行為、暴力、威力もしくは詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する行為およびこれらに準ずる行為をする者その他の反社会的な団体または個人をいう。以下、同じ。）でありもしくはあった場合または現在もしくは過去5年間において反社会的勢力と資本関係、業務関係、取引関係、交友関係その他の関係がありもしくはあった場合
 - (10) 甲、甲の取締役、執行役その他の役員または甲を実質的に支配する者が法令違反、犯罪もしくはそれらのおそれのある行為をした場合または刑事事件に関与している疑いがあり本サービスの提供を継続することによって乙の信用が害される虞がある場合
 - (11) 乙または乙の顧客若しくは取引先の利益、業務、信用、名声または社会的地位を不当に害する行為をした場合
2. 甲について前項各号に掲げる事由が一つでも生じた場合、甲は、乙からの通知催告等がなくても、乙に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、乙に対し、直ちに債務の全額を弁済しなければならないものとします。
3. 甲は、第1項第9号および第10号の事由がいずれも生じていないことを表明保証します。第1項各号による契約解除の場合、乙は甲に対して補償金、損害賠償金等の支払義務を一切負わないものとします。

第12条（本条項の変更）

1. 乙は、本条項を変更することがあります。この場合、変更後の本条項は、甲に対して、料金その他一切の提供条件について適用されるものとします。
2. 本条項の変更を行う場合、乙は、甲に対して、60 日間の事前の予告期間を設けて、本条項を変更する旨および変更後の本条項の内容とその効力発生日を、第13条に記載のいずれかの方法により通知するものとします。この場合、甲は、効力発生日までの間に限り、第9条の定めに従い、本サービス契約を解約できるものとします。
3. 前項にかかわらず、乙が決定した本条項の変更の結果、甲において本サービスの利用のための具体的な費用の増加が生じない場合、当該変更は、前項に基づく通知が行われたと同時に、その効力が生じるものとします。なお、

変更後の本条項の効力発生日以降に甲が本サービスを利用した場合、甲は本条項の変更に同意したものとみなします。

第13条（通知）

1. 乙から甲への通知は、電子メール、ファックスもしくは書面の送付またはホームページへの掲載その他、乙の判断により適当とみなす方法により行います。
2. 前項の通知が電子メール、ファックスまたは書面の送付による場合、当該電子メールが乙から送信された時点、当該ファックスが送信された時点または当該書面が甲の住所に届いた時点で、それぞれ甲に到達したものとみなします。
3. 第1項の通知がホームページへの掲載による場合、ホームページに掲載された時点で甲に到達したものとみなします。

第14条（機密の保持）

甲および乙はバックアップサービスの履行に関して知り得た相手方の機密事項を本サービスの利用契約の有効期間のみならず期間終了後も第三者に漏らしてはならないものとします。尚、機密事項を相手方に開示する場合は機密である旨の表示を行うものとします。

第15条（マイナンバーデータ）

1. 乙は、本サービスの提供その他本サービスの利用契約に基づく業務の遂行に際し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法という）に定める個人番号をその内容に含む電子データ（以下、マイナンバーデータという）を取り扱いません。また、乙は、いかなる場合においても、データ保管ケース内に収納されているバックアップデータを保存した記録媒体にアクセスしないものとします。
2. 甲は、乙に対し、マイナンバーデータの取扱いの委託をすることができません。また、甲による本サービスの利用は、番号法に定める個人番号関係事務の委託に該当しないものとします。

第16条（遅延損害金）

甲において本サービスの利用契約に基づく債務の履行を遅延した時は、支払い期限の翌日から支払日迄の期間について、その履行を遅延した債務の額に対し年率14.6%の遅延損害金を乙に支払うものとします。

第17条（裁判管轄）

本サービスの利用契約についての全ての紛争は東京地方裁判所を管轄裁判所とする事に甲乙とも合意します。

第18条（サービスの寄託）

本サービスの運営は、株式会社セキュリティリサイクル研究所に委託しています。

第19条（その他）

本サービス契約条項に定めのない事項並びに本サービス契約条項の解釈に疑義を生じた場合、甲乙双方は速やかに協議を行い紳士的かつ円満に解決するものとします。

2015年11月24日発効

2020年4月21日改定（ただし、左記効力発生日より前に本サービス契約が成立したお客様との関係では、同年6月30日に効力が発生するものとします。）